

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第三十八号

#### 広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する

#### 条例の一部を改正する条例

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成五年広島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第八条第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「四円八十八銭」を「五円二銭」に、「三十六万五千元」を「三十七万五千五百円」に改める。

第十一条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万千八百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同条第二号中「二十五万五千二百四十円と二十六円七十三銭」を「二十六万二千五百三十円と二十七円五十銭」に、「三十万千八百七十五円」を「三十一万五百円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。